

「西蒲区役所新庁舎基本構想(案)」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

「西蒲区役所新庁舎基本構想(案)」について、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見に対する市の考え方をまとめましたので、結果を公表します。

なお、ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約し掲載させていただきましたので、ご了承ください。

■意見募集期間

令和6年3月19日(火曜)～令和6年4月17日(水曜)

※ ご意見の募集は終了しました。

■結果公表日

令和6年5月17日(金曜)

■広報手段

- ・市報にいがた、区役所だより、市ホームページに掲載
- ・市政情報室、西蒲区役所地域総務課(担当課)、各区役所地域課・地域総務課、各出張所、中央図書館にて資料配布

■ご意見の提出状況、案の修正

- ・意見提出者数：5名
- ・意見数：10件
- ・案の修正：2件

■結果公表場所

結果は次の場所で閲覧できます。(閉庁日、休館日は除きます)

- ・市政情報室(市役所本館1階)
- ・西蒲区役所地域総務課(西蒲区役所 2階)
- ・各区役所(資料の設置場所は各区地域課・地域総務課へお問い合わせください)
- ・各出張所
- ・中央図書館(ほんぽーと)

■問い合わせ先

新潟市西蒲区役所 地域総務課 企画・地域振興グループ(西蒲区役所2階)

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1

電話：0256-72-8156

FAX：0256-72-6022

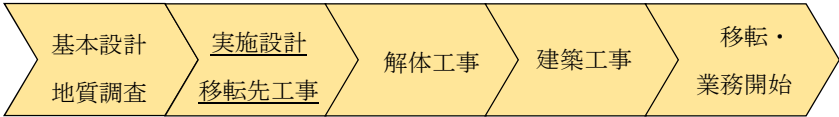
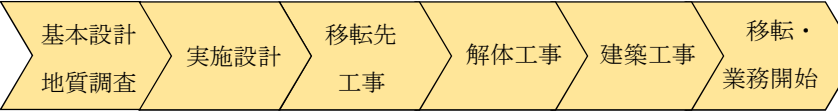
電子メール：chiikisomu.nsk@city.niigata.lg.jp

「西蒲区役所新庁舎基本構想（案）」に対する パブリックコメントに寄せられたご意見及び市の考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方	案の修正
1	第1章 3頁 新庁舎整備 検討の経緯	H23.12時点で新潟地域振興局 巻庁舎付近が最適地とした自 治協が、勉強会の後現在地で の早期整備の要望に変わり、 <u>令和5年度によろやく住民説明 会</u> が行われ、 <u>令和6年に回 覧板で地震被害により<u>現在地 で建替えと報告されている。</u> <u>寝耳に水</u>だ。巻原発同様、住 民投票案件ではないのか。</u>	13頁「第3章 整備位置につい て」に記載のとおり、さまざ まな観点から総合的に検討し た結果、現在地で建替えると の判断に至りました。 引き続き皆さまからご理解が 得られるよう、丁寧な説明に 努めていきます。	無
2	第2章 8頁4行 早急な対応	<u>「耐震性にも問題があるため 早急な対応が必要な状況」と の記載があるのに完成まで6 年も要するなら、<u>仮庁舎を建 設する場合の場所の選定や引 越しを優先的に</u>行うべき。</u>	「令和6年能登半島地震」は、 より早急な整備が必要となっ たことの大きな要素であり、 仮庁舎の建設に早く着工する など、できるだけ早期の新庁 舎完成を目指します。	有
3		<u>老朽化した庁舎は、常に<u>危険 が付きまとう</u>。職員の安全を 確保するためにも、新庁舎建 設に向けて<u>滞ることなく肅々 と進めてほしい</u>。</u>	このことについて25頁「第5 章 整備の流れ」に追記しま す。	有
4	第3章 14頁5行 人と人が あたたかく つながるま ちづくりの 中心的な存 在となる庁 舎	子供から大人まで、幼児、児 童、学生、障がい者、高齢者、 <u>誰しものが気軽に訪れること のできる居場所</u> を、誰一人取り こぼさない意識で作ってほし い。	いただいたご意見は大切な観 点であると考えます。限られ た面積の中でどこまでどのよ うな取り組みができるか、検 討していきます。	無
5		庁舎内に <u>こども食堂</u> のよう な、誰しものが集えておなかも 満たせる場があるといい。		無
6		<u>不登校の子供や社会に出られ ずにいる人やその親</u> にとつ ても <u>心の拠り所となる場、一歩 を踏み出すきっかけとなる場</u> を庁舎内に作ってほしい。		無

7	第4章 16頁 15行 多目的スペース、交流スペース	スペースを作れば交流が生まれるわけではない。 <u>趣味や嗜好が同じ人たちをデータベース化するなど、仕組みづくりを先行して検討</u> すべき。	区役所の多目的スペースではさまざまな立場の人たちが集って交流するきっかけとなるよう、仕組みづくりを今後検討していきます。	無
8		<u>西蒲区産杉材</u> を使った、温かみのある庁舎をつくってほしい。	23頁「第4章 5 施設計画（4）」に記載のとおり、西蒲区らしい特色を取り入れた庁舎を目指していきます。	無
9		町外村部在住者が心配している <u>新庁舎付近のアクセス道路及び駐車場整備方針</u> が示されていない。それらについても示してほしい。	23頁「第4章 5 施設計画（5）」に記載のとおりです。	無
10		デジタル化に対応するため、 <u>WEBでの相談や申し込み</u> などは家庭の <u>PCやスマートフォン</u> などからも対応できるシステムが望ましい。 また、地域の中核である <u>出張所の機能を充実させ、区役所へ行かなくても用事が足せるような体制を整え</u> 、高齢者に優しい行政システムを構築してほしい。	本市では、2023年6月からPCやスマートフォンからも使える新・オンライン申請システム「e-NIIGATA」を運用しています。そこで取り扱える手続きをさらに増やし、利用を呼び掛けていきます。 また、23頁「第4章 5 施設計画（6）」に記載のとおり、区役所へ行かなくても出張所で用事を済ますことができる仕組みづくりに努めます。	無

「西蒲区役所新庁舎基本構想（案）」新旧対照表

新	旧
<p>第5章 整備手法・整備の流れ</p> <p>2 整備の流れ（想定）</p>  <p>○「令和6年能登半島地震」を受け、仮庁舎の建設に早く着工するなど、できるだけ早期の新庁舎完成を目指します。</p>	<p>第5章 整備手法・整備の流れ</p> <p>2 整備の流れ（想定）</p>  <p>○令和6年度に基本設計を行う予定です。</p> <p>○早期完成を目指し、順次、実施設計、工事、移転を進めてまいります。</p>